

平成29年12月5日

株式会社 佐賀共栄銀行

「キャッシュカード利用によるATMでのお振込みの一部利用制限」のお知らせ

株式会社佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）では、全国で多発しているご高齢者を狙った還付金詐欺・振り込め詐欺等を防止する取組みとして、下記のとおりATMでのお振込みについて一部利用を制限させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけすることになりますが、地域の銀行としてお客さまの財産をお守りするため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま	下記の2つの条件に該当するお客さま ①70歳以上のお客さま ②過去3年以内に当行キャッシュカードによるATMでのお振込みのご利用がないお客さま
2. 利用制限の内容	上記の対象となるお客さまは、ATMの振込上限を「1,000円」と設定させていただきます。キャッシュカードによる「引き出し」、「預け入れ」は従来どおりご利用できます。
3. 利用制限の開始日	平成29年12月11日（月）より ※対象口座は順次設定しますので、お客さまにより開始時期は異なります。
4. その他	対象となるお客さまが利用制限の解除を希望される場合は、当行本支店窓口にお申し出ください。

以上

お問い合わせ先
事務統括部 コンプライアンスグループ
(栗村)
TEL 0952-26-0895

お客さまと未来へ。
マイ・パートナー・バンク